

※県政記者クラブ加入各社のうち、静岡市内の支局に FAX 送信しています。

[送信 1 枚]

提 供 日 2019/3/27

タイトル 本学教員による本学学生へのアカデミック・ハラスメント行為に係る懲戒処分

担 当 静岡県公立大学法人 静岡県立大学

総務部

発信担当者 054-264-5102、5203



静岡県立大学記者提供資料

本学学生に対してアカデミック・ハラスメントを行った本学教員を、懲戒処分としましたので、下記のとおり公表します。

## 記

### 1 処分概要

- (1) 被処分者 静岡県立大学講師（女性）
- (2) 処分の内容 停職1ヶ月
- (3) 処分の理由

被処分者は、2016年4月から2017年6月までの間、被処分者のゼミに所属する複数の学生に対して、長期にわたり、繰り返し、学生の人格を否定する（傷つける）発言や、ゼミの主要な活動から排除されたと学生が受け止めてしまう発言、ゼミ活動の水準や位置付け・指導の方針などの基本的姿勢は徹底して不変とし、それに従うか他のゼミに移るかの「二者択一」を迫る発言、学生の心身の状況及びプライバシーに関する配慮に欠けた追い詰める発言を行うといった、アカデミック・ハラスメント（アカハラ）を行い、学生の修学上の権利を侵害した。

- (4) 処分日 平成31年3月27日（水）

### <学長コメント>

本学教員によるアカデミック・ハラスメント行為により被害にあわれた方と、その御家族、及び関係の方々に、心よりお詫び申し上げます。

高い倫理性が求められる教員がハラスメントを行うことは決して許されるものではなく、全教職員を対象とするハラスメント防止研修を行うなど、その防止に取り組んできた中で今回の事件は、誠に遺憾であります。

この事態を重く受け止め、ハラスメント防止対策を強化し、学生が安心して勉学に専念できる環境を整えるとともに、大学の信頼を回復するよう努めてまいります。